



平成 23 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ラ ン ド
代 表 者 の 役 職 氏 名	代 表 取 締 役 社 長 松 谷 昌 樹 (コード番号 8918 東証第一部)
問 合 せ 先	常 務 取 締 役 管 理 部 長 佐 瀬 雅 昭
電 話 番 号	0 4 5 - 3 4 5 - 7 7 7 8 (代 表)

第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行 並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 10 日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行（以下、「本件増資」といいます。）に関して、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社グループは、すでに開示しております通り、平成 23 年 2 月期中に、各債権者と債務圧縮に関する協議を進めるとともに、約 19 億円の第三者割当増資を実施し、保有物件の売却及び調達した資金による一部弁済並びに債務免除等により、当初の計画を大きく上回る約 191 億円の債務圧縮を実現いたしました。これにより、将来の支払利息が軽減するだけでなく、財務状態の改善による与信力向上で、新規案件の情報量増加が見込まれることから、今後の収益性の確保に向け、大きく前進したものと自負しております。

今後は、業績向上を図ることが、早期再生、ひいては株主価値の向上（早期に業績を回復させることにより、企業価値を高め復配等株主への還元を早期に実現させることをいいます。以下同じとします。）につながるものと認識しており、経営資源を当社グループのコア事業に集中させ、事業展開してまいる所存であります。

現状、コア事業の一つでありますマンション分譲事業に関しましては、すでに優良な土地情報を多数入手しており、今後は、これらの情報を活用して、販売代理事業や資金力のある事業パートナーとの共同事業等により、事業展開してまいります。

また、シニア住宅事業に関しましては、高い入居率を維持する等、非常に堅調に推移しております。当該事業は、現時点での開設済みの 9 施設だけでも、安定的な収益は見込めるものの、さらなる業績向上により成長ステージに復活するためには、新規施設の開設は必須であり、今後、積極的に新規施設を開設してまいる所存であります。

新規施設のひとつであります「(仮称) ネクサスコート札幌Ⅲ(札幌市、86 室)」は、前期中に調達した資金を有効に活用し、すでに着工済みであります。現在、平成 24 年 5 月のオープンに向け、工事も順調に進捗しております。

また、今般、当社グループのシニア住宅事業を高くご評価いただきました各土地オーナー様との間で、神奈川県内の新規2施設（2施設合計210室）の開設に向けた賃貸借予約契約の締結に関する協議が整ったため、当該施設の新規開設にかかる敷金、建設協力金及び当社負担の建設工事代等の支出が見込まれます。なお、この内の1施設に関しましては、前回（平成22年11月25日発行）の第三者割当増資により調達した資金の一部を充当済みであります。

前述の札幌及び神奈川県内の2施設（3施設合計296室）と既存9施設（671室）を合わせると967室となり、現在協議中の他の新規開設候補案件を考慮すると、近々1,000室を超えることが確実であると考えております。

入居室数が1,000室を超える老人ホーム運営会社は、30社程度であり、その規模で運営し続けるためには、サービスの均一化が必須であり、各社ともその対応に注力しております。

当社といたしましても、今後開設する全施設で、既存施設と同様の高いサービスを継続して提供できる体制を構築する必要があり、そのためには、更なる組織力の強化や優秀な人材の早期確保及び人材育成等が急務であり、これらの施策への先行投資が必要であります。

また、全施設で高い入居率を維持するためには、他社との差別化は必須であり、当社といたしましては、これまで通りの、24時間看護師常駐に加え、全施設に理学療法士を配置することといたしました。

なお、これらの体制構築には、均一化をはかるためのシステムの開発費や人材育成のための研修費等が必要となるため、前述の神奈川県内における2施設の新規開設資金に加え、札幌を含めた開設予定3施設の開設に至るまでの設備投資、スタッフの採用費、研修費等の運転資金が必要となります。

さらに、計画中のシニア住宅事業のフランチャイズ化に向けたシステム開発等の準備や先日の東日本大震災を教訓に、災害時に備えた設備投資及び従業員の対応マニュアルの作成にも相応の資金が必要となる見込みであります。

現時点での当社は、金融機関等からの借入による調達は難しい状況であります。しかしながら、これらの施策の早期実施により、将来の収益性が一層高まるものと期待されることから、第三者割当増資によりこれらの資金に充当する目的で約500百万円を調達することといたしました。

また、現時点で、シニア住宅事業案件とマンション分譲事業における複数の優良案件に関して、土地オーナーと継続して協議しております。

これらの案件に関しましては、現時点では、契約等には至っていないものの、協議を進める上で、機動的に資金を拠出する必要があり、コア事業を進める上で、今後資金ニーズが生じる見込みであります。増資による発行株式の希薄化を最低限に抑制しつつ、これらの資金ニーズに迅速に対応するため、今回の第三者割当増資による資金調達に合わせて、

新株予約権を発行することといたしました。

1. 募集の概要

(1) 新株式発行の概要

(1) 発行期日	平成23年8月10日
(2) 発行新株式数	37,037,000株
(3) 発行価額	1株につき13円50銭 (※発行決議日前営業日の終値15円に0.90を乗じて得た価額を下回らないように決定)
(4) 資金調達額	499,999,500円
(5) 資本組入額	1株につき6円75銭
(6) 資本組入額の総額	249,999,750円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当による
(8) 申込期日	平成23年8月26日
(9) 払込期日	平成23年8月26日
(10) 割当先および 割り当株式数	ジェイウイング・キャピタル株式会社 37,037,000株
(11) その他	

(2) 新株予約権発行の概要

(1) 発行期日	平成23年8月10日
(2) 新株予約権の総数	26個(新株予約権1個につき1,424,500株)
(3) 発行価額	新株予約権1個当たり410,000円
(4) 当該発行による 潜在株式数	37,037,000株
(5) 資金調達額	510,659,500円(手取概算額505,659,500円) (新株予約権による発行調達額 : 10,660,000円) (新株予約権の行使による調達額 : 499,999,500円)
(6) 行使価額	1株当たり13円50銭
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により ジェイウイング・キャピタル株式会社 26個
(8) その他	行使指示条項 割当予定先でありますジェイウイング・キャピタル株式会社は、 本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約

	<p>権の行使を行うことができますが、当社は、割当先との間で総額買受契約の締結を予定しておりますが、かかる総額買受契約において、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額を超過した場合には、裁量により、新株予約権者に10日以内に行行使すべき本新株予約権数を行使指示することができる旨の規定を定めることにつき割当先の同意を得ております。</p> <p>取得条項</p> <p>本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の15日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものといたします。</p>
--	---

2. 募集の目的及び理由

(1) 現在のマーケット環境と当社の経営方針について

リーマンショック等の世界的な金融市場の混乱に伴う不動産市況の急速な収縮と金融機関の融資姿勢の厳格化等から、不動産市場では買い手が大幅に減少し不動産価格の下落基調が続き、新興不動産デベロッパー各社の経営破綻が相次ぎました。

現状の金融環境では、特に新興の不動産デベロッパーに対する金融機関の融資姿勢に大きな変化は見られず、先行きの不透明感は払拭されてはおりません。しかしながら、首都圏を中心としたマンション販売は、契約率79%（出所：不動産経済研究所「首都圏のマンション市場動向-平成23年6月度-」）と、好不調の目安であります契約率70%を超え、堅調に推移しており、不動産マーケットには明るい兆しが見え始めております。

このような環境の中当社は、中期経営計画「LAND Value Up Plan 2013」（以下「本件中期計画」という。）の実現に向け、債務圧縮と業績回復により株主価値の向上に向けて取り組んでまいりました。

なお、本件中期計画の実現に向けた債務圧縮の一環で、債権者との協議により保有資産を譲渡したこと等により、平成23年2月期に連結で約22億円の当期純損失を計上してお

りますが、前述いたしました通り、当初計画を大きく上回る約 191 億円の債務圧縮を実現しております。これにより、バランスシートの健全化が図れ、支払利息等が軽減されることで、当社の今後の業績回復に寄与するものと期待されます。

当社といたしましては、前述いたしましたバランスシートの健全化が進捗したことから、早期にコア事業の収益性の向上を図ることが、将来的な企業業績の回復に繋がるものと認識しており、当社の既存株主にとって、議決権の希薄化というデメリットは生じるものの、当社の業績回復による株主価値の早期向上や財務基盤強化による与信の向上、コア事業のブランド力強化とそれに伴う事業の進捗等が期待され、これらの事業資金を調達することにより得られるメリットは非常に大きいものと当社取締役会において判断いたしました。

(2) 前回増資について

当社は平成 22 年 11 月 25 日付でマック投資諮問（コーナー）1 号を割当先とし、債務の圧縮資金及びシニア住宅事業への投資資金の調達を目的とした、金銭出資による約 12 億円の第三者割当増資（以下、「前回増資」といいます。）を実施しております。

前回増資により調達した資金は、大幅な債務の圧縮を図るために約 850 百万円を充当した他、当社のコア事業の一つでありますシニア住宅事業の広告費等として約 50 百万円を充当済であります。

また、来期開設予定の神奈川県及び宮城県におけるシニア住宅施設の開設資金の一部（敷金、建設協力金、当社負担の設備工事代等やこれらの施設開設に伴う人材確保、人材育成に関する新規開設経費等）に約 250 百万円を充当済であります。これらの案件はすでに着工済みで、工事は工程通り順調に進捗しており、開設資金の残金は、今後工事進捗に応じて支出する予定であります。なお、上記 2 施設の開設に関しては、前回の資金調達の残金及び自己資金で賄う予定でありましたが、競合他社との差別化に向け、優秀な人材の確保や仕様のグレードアップ等の設備投資に想定以上の資金が必要となること、前期の事業計画が未達に終わり、資金計画に差異が生じたこと等から、当該開設資金等の内、不足する部分に関して、今回の新株発行により調達する必要が生じたものであります。

しかしながら、これらの新規施設の来期開設により、当社グループの業績向上に寄与することが期待されます。

なお、前回増資の割当先でありますマック投資諮問（コーナー）1 号は、現時点で割当株式をすべて保有しております。また、今回の増資には一切関与しておりません。

(3) 本件増資の経緯について

今回の割当先でありますジェイウイング・キャピタル株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役:池田俊道。以下「ジェイウイング・キャピタル」といいます。)は、国内大手信託銀行、外資系大手証券会社、米系投資運用会社のアナリストを経て、ジェイウイング・キャピタルに参画し、中小型株を中心とした運用実績と、株式投資に関する豊富な知識を有する池田俊道氏が代表取締役を務める投資会社であります。

池田氏は、アナリスト時代から、ジャスダック市場に上場後の当社に対する調査活動を通じて、当社の分析を行っていたとのこと。

同氏は、その後、ジェイウイング・キャピタルに参画後も、当社の事業内容を継続して分析しており、ご理解いただいております。

これまでも、同氏に何度か当社の第三者割当増資引き受けを依頼いたしましたが、その時点での当社の財務基盤や業績では、ジェイウイング・キャピタルの社内投資基準をクリアできなかったものであります。

しかしながら、池田氏からは、自身の持つネットワークを通じて、これまでも複数の投資家をご紹介いただいた経緯があり、当社の動向を注視していたと伺っております。

今回、シニア住宅事業における新規開設案件に必要な資金について、他の資金調達手法も検討したものの、現時点で、借入や事業での回収資金の充当は難しく、社内で協議をした結果、増資により調達することとした上で、改めて当社より、池田氏に対して、第三者割当増資の引受を要請したところ、前期末までに、大幅な債務圧縮が進んだこと、100%子会社である㈱ランドネクサスの展開するシニア住宅事業が堅調であること等から、現在の株価水準を考慮すると投資可能と判断したとのこととあります。

また、前述いたしました通り、当社グループは、マンション分譲事業とシニア住宅事業をコア事業として展開し、早期に業績を向上させることで、企業価値を向上させてまいり所存であり、特にシニア住宅事業は現在稼働中の9施設の入居率が平均99%を超えており、非常に堅調に推移しております。その主な理由として、マンションデベロッパーであるランドのノウハウを活かした外観等のハード面と、各施設に24時間看護師を常駐させる等ソフト面で他社との差別化が図れているものと認識しております。

当該事業は、土地オーナーに建物を建設してもらい、土地建物を長期一括で借り上げる、土地の有効活用であり、当社の不動産開発に比べ、初期投資が抑えられるメリットがあります。

現時点で、多くの案件情報をいただいております、オペレーションのノウハウも蓄積し、シニア住宅のブランドも確立してきたことから、新規開設を積極的に進める好機であると認識しております。

しかしながら、現時点の当社の与信力を考慮すると、新規開設が思うようには進まず、直近3期間での新規の仕入れが出来ておりませんでした。

当社といたしましては、中期経営計画におけるシニア住宅事業に関しましては、当初年間 2～3 施設程度の新規開設を想定しておりますが、平成 23 年 2 月期に大幅な債務圧縮を進めた結果、当初の収支計画に未達が生じており、堅調なシニア住宅事業を積極的に進めることにより、これを早期に挽回することが期待できること及び、現状の物件情報量に鑑み、資金確保が出来れば、当面は、年間 5 施設程度の新規開設が可能であり、当社グループの業績向上に大きく寄与するものと判断しております。

また、当社のシニア住宅事業は、不動産事業に比べ、比較的短期間で初期投資資金の回収を図ることが可能なビジネスモデルであり、今後は開設する施設で回収する資金を再投資することにより、継続して新規開設してまいる所存であります。そのため、当面の新規施設開設の資金確保が重要な経営課題であると認識しております。

来期は、これまでに実施した増資等及び今回の新株発行により調達する資金を有効に活用することで、前述の札幌、神奈川 2 施設の計 3 施設の新規開設を予定しており、さらに 2 施設程度の開設を計画しております。とはいえ、協議中の案件は多数あるものの、現時点で、契約に至っているわけではないことから、見込みだけで新株を発行することは考えていないこと、優良案件の場合、競合が激しく、迅速な判断が必要となることから、案件が決まってから新規の調達を検討しては、成約に至らない可能性が高くなること、開設にかかる資金調達の目途が立つことは、土地オーナーや土地オーナーの取引金融機関に対する当社の与信力を補完することに繋がること等から、新株発行による資金調達に加え、新株予約権の発行により、希薄化を最低限に抑制しつつ、土地オーナーとの協議の進捗に合わせて機動的に資金調達することといたしました。

なお、新株予約権の場合、株価下落により行使されず、資金調達が不調に終わり、潜在的に希薄化懸念が残るといったリスクが生じる可能性があります。当社が、平成 21 年 8 月 27 日に ENHANCEMENT CONSULTING KOREA 及び株式会社ユー・エス・アールに対して発行いたしました新株予約権が、まさに、その状態となっており、当社の資本政策に少なからず影響を及ぼしていることは否めません。当社といたしましては、その反省を踏まえ、前述したリスクを最大限に排除するため、当社側の申し出により、当該新株予約権を取得の上、消却ができることを割当先と合意いたしました。これにより、株価が大幅に下落した場合に、潜在株式による希薄化懸念だけが残るというリスクに関しては、概ね解消するものと認識しております。

また、成約には至っていないまでも相応に協議が進捗している案件を対象とした必要最低限の約 5 億円程度の発行とし、行使可能期間を 1 年間とすることで、早期行使を促すとともに、株価が行使価額を上回っている場合、当社側から行使請求を行うことができることといたしました。

しかしながら、株価の下落等により、当該新株予約権が行使されない場合、資金調達が未達に終わるリスクは払拭されておらず、その場合、今後のシニア住宅事業の新規案件開設に向け、他の資金調達手法の再検討や、シニア住宅事業のフランチャイズ化も含めたビ

ビジネスモデルの見直し等も検討する必要があります。

当社といたしましても、現時点では、借入等による調達ที่ 難しいことから、新たな増資やフランチャイズ化等による事業展開を検討する場合、その準備に相当の時間を要することから、案件が決まってからでは間に合わない可能性が高いこと、今回、仮に当社グループにおいて借入等による資金調達が可能となった場合、新株予約権を消却することにより希薄化を抑制することが可能となる旨割当先と合意できたこと等から、今回の増資に合わせて新株予約権を発行し、増資により調達する資金を最大限に活用し、堅調なシニア住宅事業を積極的に推進することで、企業価値の向上を図り、株価の動向を睨みつつ、資金ニーズに合わせて新株予約権の行使により、機動的に資金調達することが、当社の企業価値の最大化に繋がるものと判断いたしました。

なお、シニア住宅事業は、その開設資金を顧客からの入居一時金等により早期に回収できることから、本来、新規施設の開設資金は、回収資金をもって、再投資することができるビジネスモデルであります。が、来期開設にかかる新規開設及びサービスの均一化に向けた設備投資等に要する資金につきましては、現時点までの事業による回収資金では賄えないことから、これらの支出時期における資金繰りを考慮し、必要とする約 500 百万円を調達することといたしました。

また、現在、成約にはいたっていないものの、協議が進捗している 2~3 案件につきましては、開設資金として約 500 百万円程度が必要であり、協議の進捗次第ですぐに支払わなければならない可能性があり、現在計画している新規開設施設で回収する資金を充当するのでは間に合わない可能性が高いものと思料しております。

これらの点から、今回の新株発行並びに新株予約権の発行規模に相当性があるものと認識しております。

当社といたしましては、バランスシートの健全化と将来的な企業業績の回復を実現させることが重要であると認識しており、今後も積極的に負債の減少及び自己資本の充実を図り、早期に健全な財務体質になるように努めてまいります。当社グループの早期再生に向け、株主・投資家の皆様にはご理解を賜りたく存じます。

(4) 株主総会の要否について判断した内容

本件増資の発行価額は、日証協ルールに準拠し、10%ディスカウントとしたものであり、特に有利な発行ではないものと認識しており、形式的に総会付議を要するものとは考えておりません。また、本件増資により議決権の大幅な希薄化を伴うことから、株主総会を開催して株主の皆様にご意見を頂戴することも検討いたしましたが、シニア住宅事業の進捗のため、設備投資等を早急に進める必要があります。そのため、事業資金を確保する必要があります。資金需要に緊急性があることから、第三者委員会による意見を入手した上で発行することといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達予定額： 995,659,000 円

発行価額総額	:	1,010,659,000 円
発行に係る諸経費	:	15,000,000 円
調達予定額	:	995,659,000 円
第三者割当による新株式の発行	:	499,999,500 円
第三者割当による新株予約権の発行	:	510,659,500 円
（新株予約権による発行調達額）	:	10,660,000 円
（新株予約権の行使による調達額）	:	499,999,500 円

（注1）発行に係る諸経費 15 百万円の内訳は、登記費用約 5.5 百万円、弁護士費用及び新株予約権の評価約 7.5 百万円、その他約 2 百万円であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

第三者割当による新株式の発行による差引手取概算額約 490 百万円は、

- ① 開設済み9施設の平均入居率が約99%と堅調なシニア住宅事業の新規開発資金として約 290 百万円
- ② 入居者様の満足度向上に向けた各種施策（全施設理学療法士の雇用、各階層別の教育研修、住宅型施設における訪問看護ステーションの立上げ、シニア住宅事業のフランチャイズ化対応も含めた顧客管理等のシステム開発費、災害時に備えた非常用発電機や備蓄品等の取得、それらの保管・設置のための設備投資等）及びこれらの構築にかかる設備投資に要する費用として約 120 百万円
- ③ シニア住宅事業における新規開設資金の入居者募集のための広告宣伝費及び従業員の採用関係費、研修費等の運転資金として約 80 百万円

に充当する予定であります。

また、新株予約権の発行及び行使により調達する約 505 百万円は、現在協議中のシニア住宅事業案件の新規開発資金として充当する予定であります。株価の下落等により、当該新株予約権が行使されない場合、資金調達が未達に終わるリスクは払拭されず、その場合、今後のシニア住宅事業の新規案件開設に向け、新たな増資やシニア住宅事業のフランチャイズ化も含めたビジネスモデルの見直し等も検討する必要があります。

なお、上記のシニア住宅事業の新規開発資金及びサービス向上に向けた設備投資並びに広告宣伝費や運転資金等は当社子会社であるランドネクサスに対し、事業資金の支出予定時期にしたがい、資金需要が生じた時点で、当社から貸し付ける予定であります。なお、貸付条件は、当社グループ間貸借にかかる利率3%を適用し、期間は新規施設開設時から約1年程度となる予定であります。

新株式の発行により調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額(千円)	支出予定時期
シニア住宅事業における新規施設2案件の開設に伴う敷金・建設協力金の一部、当社負担の建設工事代金等に充当(※1)	290,000千円	平成23年8月から平成23年12月末まで随時。
シニア事業の各施設に理学療法士を雇用するための採用費やサービス向上に向けた既存スタッフの研修費、訪問看護ステーションの立上げ、シニア住宅事業におけるフランチャイズ化対応も含めた顧客管理等のシステム開発費、災害時に備えた非常用発電機や備蓄品等の取得、それらの保管・設置のための設備投資に関する費用等に充当(※2)	120,000千円	平成23年8月から平成24年8月頃まで随時。
シニア事業における入居者募集の広告宣伝費や新規開設施設の採用・研修費等の販売費及び一般管理費に充当(※3)	80,000千円	平成23年8月から平成24年6月末まで随時。

新株予約権の行使により調達する具体的な用途

具体的な用途	金額(千円)	支出予定時期
現在協議中のシニア住宅事業案件の新規開設資金	500,000千円	平成23年10月から平成24年11月末まで随時。

なお、当社は、上記差引手取概算額を上記用途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて管理いたします。

※1 シニア住宅事業における新規施設の開発にかかる初期費用として土地オーナー等に支払う敷金・建設協力金等の一部(契約時金等)約265百万円、ナースコール等の設置工事費の内、当社グループが負担する支出並びに介護用品等の備品・消耗品等の取得に要する支出約25百万円に充当する予定。なお、新規開設2案件の内、1案件はその開設資金の一部が前回増資の資金用途であります。当該案件に関しましては、調達した資金を予定通りに充当いたしました。自己資金で賄う予定であった開設資金(残金)の内、不足する部分に関して、今回の新株発行により調達することといたしました。

※2 現在稼働中の9施設、新規開設3施設に、サービス向上及び高水準のサービスの均一化(理学療法士12名程度の雇用・採用、既存スタッフの研修約55百万円、訪問看護ステーション立上げに伴う造作工事等の設備投資約25百万円)並びに検討中のフランチャイズ化対応も含めた顧客管理に

かかるシステム開発等の設備投資（約20百万円）、災害時に備えた発電機等の設備投資、備蓄品の充実等（約20百万円）に要する費用であり、支出予定時期はそれぞれ平成23年8月から平成24年8月頃までを想定しております。

※3 現在稼働中の9施設の入居率を高水準で維持するため、継続的に実施する入居者募集にかかる広告宣伝費（約60百万円）及び新規開設3施設のスタッフ採用（1施設30名程度）及び既存施設での実地研修等に要する費用等（約20百万円）であります。当該新規施設は来期開設の予定であります。一部スタッフは今期中に採用し、既存施設にて研修を行う予定であり、その大部分は今期中に支出予定であります。

（3）調達する資金の支出予定時期

本件増資により調達する資金は、概ね平成23年8月から平成24年11月頃までに随時支出する予定であります。なお、当社は上記差引手取概算額を上記使途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて管理いたします。

また、新株予約権の行使につきましては、シニア住宅事業及びマンション分譲事業の案件に関する協議の進捗に応じて、割当先と協議し、機動的に調達してまいる所存であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本件増資における第三者割当による新株式の発行で調達する資金約490百万円は、堅調なシニア住宅事業の新規開発資金として約290百万円、入居者様の満足度向上に向けた各種施策（全施設理学療法士の雇用、災害時に備えた備品等の確保、災害マニュアルの作成、シニア事業のフランチャイズ化に向けたシステム開発費等）に要する費用として約120百万円、シニア住宅事業における新規開設資金の入居者募集のための広告宣伝費及び従業員の採用関係費、研修費等の運転資金として約80百万円を充当する予定であります。

なお、これらの資金使途に関しましては、シニア住宅事業における他社との差別化を図る上で、必要な投資であると認識しており、当社グループのブランド力が強化されることにより、コア事業における業務推進が図られ、株主価値の向上に繋がるものと期待されます。

また、現在協議中のシニア住宅事業案件の新規開設資金として、新株予約権を発行することに関しましては、前述しました通り、なるべく希薄化を抑制しながら、案件の協議進捗に合わせて、出来る限り機動的に調達することを考え、当該シニア住宅事業の新規開設が進むことにより、株主価値の向上が期待されます。

当社といたしましては、これらの点から、資金使途に関して合理性はあるものと判断いたしました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

本新株式の1株当りの発行価額につきましては、平成23年8月10日の決議にあたり割当先とも協議の上、当該新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（平成23年8月9日）の株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格（以下「終値」といいます。）である15円に0.90を乗じて得た価額を下回ることがないように考慮し、13円50銭といたしました。

発行価額の算定にあたっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

当社といたしましては、市場環境等による経済情勢の変化及び決算発表等これまでに当社が開示してまいりました個別の業績内容等を踏まえた上で、直近における当社株価の動きが、特段不安定な動きをしているものではないことから、特殊な要因の影響はないものと認識し、終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社のファンダメンタル・バリューを形成しているものと判断したものであります。

当該新株式の発行価額は、当該発行に係る取締役会決議の前営業日の終値を採用し、日証協の自主ルールに準拠し、10%ディスカウントといたしました。

なお、10%ディスカウントの理由といたしましては、割当予定先から、当社の株式が直近6ヶ月間で1株当たり11円から29円で推移しており、上下の変動幅が大きいことから、自身の負う株価下落リスクを踏まえ、相当のディスカウントを要請され、当社といたしましては、資金使途の支払時期における緊急性及び現状で今回の割当予定先以外の投資家がないこと、今回の調達する資金を活用し、シニア住宅事業の新規施設を開設することで、当社グループの業績向上に繋がることを期待されること等を勘案し、これを応諾せざるを得ず、日証協の自主ルールに沿って、割当先と協議の上決定したものであります。

なお、当該新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日を基準に計算すると、直近6ヶ月間の終値平均が17.30円、直近3ヶ月間の終値平均が16.28円、直近1ヶ月間の終値平均が17.38円となります。上記1株当りの発行価額の直近6ヶ月間の終値平均に対するディスカウント率は21.94%、直前3ヶ月間の終値平均に対するディスカウント率は17.06%、直前1ヶ月間の終値平均に対するディスカウント率は22.33%となります。

直近6ヶ月間及び3ヶ月間並びに1ヶ月間の終値平均を基準にディスカウント率を

計算すると 10%を超えるディスカウント率となるものの、前日終値が当社の客観的な株価を形成しているものと判断されることから、当社といたしましては、前日終値を基準に日証協の自主ルールに準拠して算定した発行価額は、割当先に特に有利な条件で発行するものではないと判断いたしました。

独立役員である齊藤守人及び他の社外監査役全員からも、当社から独立した立場でありつつも、当社の内部情報に精通している立場であることから、当社の株式の取引価格に悪影響を及ぼす情報開示が恣意的になされていないか、当社の株式の取引価格に好影響を及ぼす情報の開示が恣意的に控えられていないか等、当社の株式の取引価格が当社のファンダメンタル・バリューを表しているとはいえない特段の事情の有無を検証し、特段の事情が無いことから、前日終値が当社の企業価値を正当に評価したものと認識した上で、資金使途の緊急性や現状、他の引受先がないことを勘案し、日証協ルールに沿った 10%ディスカウントを加味した本新株式の発行価額が割当先に特に有利ではなく適法である旨の見解をいただいております。

また、本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の行使期間、行使価額等の発行要領及び当社と割当予定先との間で合意した行使指示条項並びに取得条項等を加味し、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「本第三者評価機関」といいます。）による算定結果（1株当たり約 0.2864 円）を参考として、本新株予約権 1 個当たりの発行価額を 410,000 円（1株当たり約 0.2878 円）と保守的に算定いたしました。

当社といたしましては、本第三者評価機関から、本新株予約権の算定の前提となる数値・パラメーター等の説明を受け、本第三者評価機関が提示した前提条件や算出方法が、一般的なものであることを確認し、本第三者評価機関の算定結果には、納得性があるものと判断しております。

なお、本新株予約権の行使価額については、割当先と協議の上、新株式の発行価額と同額といたしました。また、新株予約権の発行価額の算定には、当該新株予約権の行使価額が考慮されており、これを踏まえて算定された本第三者評価機関による算定報告を基とした本新株予約権の発行価額は、合理的で割当先に特に有利でないと判断しております。

独立役員である齊藤守人及び他の社外監査役全員からは、本第三者評価機関から本新株予約権の算定の前提となる数値・パラメーター等の説明を受け、本第三者評価機関が提示した前提条件や算出方法が、一般的なものであること及び新株予約権の発行価額の算定に、当該新株予約権の行使価額のディスカウントが考慮されていること、その割引率がそれほど大きなものでないことから、本第三者評価機関の算定結果が妥

当であり、本新株予約権の発行価額並びに行使価額は、割当予定先に特に有利ではなく適法である旨の見解をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件増資により増加する新株式は 37,037,000 株(議決権ベースで 370,370 個)で、現在の発行済株式数の 21.65% (議決権を有しない株式として 248,900 株を控除した議決権ベースで 21.68%)、また、本新株予約権の目的である株式の総数 37,037,000 株を加えると増加する新株式は 74,074,000 株 (議決権ベースで 740,740 個) となり、現在の発行済株式数の 43.29% (議決権を有しない株式として 248,900 株を控除した議決権ベースで 43.36%) にあたります。

当社といたしましては、新株発行による資金調達を行わなければ、シニア住宅事業の展開に遅れが生じる可能性が高く、業績の早期回復に繋がらないことから、当該シニア住宅事業にかかる資金の確保と財務基盤の強化により、当社の今後の業績回復及び与信力の向上により、企業価値向上が期待されることから、本件増資による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

(3) 発行済の新株予約権の行使による希薄化について

当社は、ENHANCEMENT CONSULTING KOREA 及び株式会社ユー・エス・アールに対して新株予約権を発行しておりますが、これまでに行使されておられません。未行使のすべての新株予約権が行使された場合、現在の発行済株式数に対して 53.77%希薄化することが見込まれております。

しかしながら、現状の株価水準では行使される見込みが立っておらず、潜在的な希薄化懸念から、中期経営計画の実現による株主価値の向上にマイナスの影響を与えることも思料し、改善に向け、割当先と協議を進めてまいりましたが、現在までのところ合意には至っておりません。

なお、当該新株予約権は、平成 23 年 8 月 26 日までに行使されなければ消滅することとなっております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	ジェイウイング・キャピタル株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区神田須田町一丁目 8 番 3 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 池田俊道
(4) 事 業 内 容	有価証券の取得及び保有、経営コンサルティング、不動産コンサルティング
(5) 資 本 金	2,000 万円

(6)	設 立 年 月 日	平成 17 年 12 月 13 日		
(7)	発 行 済 株 式 数	400 株		
(8)	決 算 期	3 月		
(9)	従 業 員 数	-		
(10)	主 要 取 引 先	-		
(11)	主 要 取 引 銀 行	三菱東京UFJ銀行		
(12)	大株主及び持株比率	池田俊道 100%		
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態			
	決 算 期	2009 年 3 月 期	2010 年 3 月 期	2011 年 3 月 期
	連 結 純 資 産 (千 円)	26,301	24,776	15,548
	連 結 総 資 産 (千 円)	35,411	30,330	19,725
	1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	65,754	61,940	38,871
	連 結 売 上 高 (千 円)	82,993	55,973	25,740
	連 結 営 業 利 益 (千 円)	8,328	△2,424	△10,536
	連 結 当 期 純 利 益 (千 円)	5,390	△1,525	△9,049
	1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	13,475	△3,812	△22,622
	1 株 当 たり 配 当 金 (千 円)	-	-	-

(注) 1 なお、割当先、当該割当先の役員又は株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認してお

り、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

前述いたしました通り、ジェイウイング・キャピタルの代表取締役である池田俊道氏は、過去に当社への取材等を通じて、当社の業務に精通している投資家であります。

当社といたしましても、同氏が、当社の事業に関する理解度が高いことや、不動産事業及びシニア関連事業に精通していること、他に打診した複数の投資家も現段階では前向きに検討するには至っていないこと等から、総合的に勘案し、同氏が代表取締役を務めるジェイウイング・キャピタルを割当先として選定いたしました。

なお、割当先からは、当社の経営に関与しない旨の表明を得ております。

また、割当先であるジェイウイング・キャピタル社及び実質的な意思決定権限を有している同社の代表取締役池田俊道氏（以下「割当先等」といいます。）が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当先等と池田氏への貸付人が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、当該割当先等への聴取及びその取引先等への聴取により確認するとともに、当該割当先等と池田氏への貸付人に関して、第三者調査機関であります Eyes Japan 株式会社（東京都世田谷区三軒茶屋 2-11-22、代表者：金井利始也）他複数の調査機関に調査を依頼し、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

また、割当先等から特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。

(3) 割当先の保有方針

割当先の保有方針に関しましては、特段の取り決めは無く、あくまでも純投資とのことであり、株価次第では売却する可能性があるとのことであります。

当社といたしましても、割当先が、本件増資により発行した当社株式を売却する場合、現状の当社株式の流動性に鑑みれば、相当の期間を要するものと思料しております。

また、後述の通り、今回の割当先の払い込みに要する資金が、他者からの借入による調達であること、その借入期間が約2年間であり、現在の当社株式の平均売買高で試算すると、その借入期間内での当社株式の譲渡による資金回収は容易でないものと想定されます。

この点に関して、池田氏に確認したところ、現在の当社株式の出来高では、今回の割当株式及び新株予約権の行使により取得する株式のすべてを売却する場合、相当の期間を要する可能性があるものと認識しているものの、当社が大幅な債務圧縮を実現したこ

とから、今後の業績回復により、株価の回復と出来高の増加が期待できることに加え、これまでも、当社が市場で注目された場合、出来高の増加傾向が見られたことから、今後の業績改善、シニア住宅事業の積極展開により、当社が市場で注目される可能性が高いと判断しているとのことであります。

また、池田氏は、今後、ジェイウイング・キャピタル社にて不動産事業を中心に、事業を拡大していく意向であり、現在複数の案件に着手しているとのことで、これら本業の収益が見込めることから、借入金の返済原資は、単に当社株式のキャピタルゲインだけではなく、今後の事業における収益を充当する予定であり、さらに、他の事業スポンサーから事業資金を調達し、これを充当することでもカバーできると思われること、今回の事業スポンサーと借入期間の延長合意も可能であること等から、問題ないと認識しているとのことであります。

なお、池田氏は、今回発行する株式や新株予約権の行使により取得する株式は、その時期の株価や出来高次第で売却するか保有するかを判断するとのことであります。

当社といたしましては、池田氏と他の事業スポンサーとの間で、資金調達に関する合意がなされていることを書面の閲覧により確認するとともに、今回の事業スポンサーと借入期間の延長合意が可能であることを当該事業スポンサーに聴取していることから、必ずしも返済原資を確保できないとは考えておりません。

なお、当社と当該割当先との間において本件増資による割当新株式について、本新株式発行日であります平成23年8月26日から2年間以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき確約を得る予定であります。

(4) 割当先の払込に要する財産の存在について確認した内容

今回の割当先であるジェイウイング・キャピタルが今回の第三者割当による新株式の発行に関し準備した資金は、同社の代表取締役である池田俊道氏からの借入金により調達したものであり、また、池田氏は、当該資金をミロク管財株式会社（千葉県千葉市、代表者：関口勝利、以下「ミロク管財」といいます。）から借入により調達しております。

また、ミロク管財は、同社の代表者である関口氏が代表を務める宗教法人世界真光文明教団（以下「同教団」といいます。）から当該池田氏への貸付資金を借受けております。

(注1)

①平成23年7月下旬、割当先であるジェイウイング・キャピタルの預金残高を預金通帳の写しを入手することで確認しております。また、同社の過去3期分の財務諸表等（注2）を閲覧するとともに、同社に対し営業状況及び財産状況に関するヒアリングを行いました。これにより、確認時点では、同社が自己資金により、払込資金を確保するには至っていないこと、当該資金を池田氏から借入により調達したこと、当該資金がすでに同

社の口座に入金済みであることを確認いたしました。

②平成 23 年 7 月下旬、ジェイウイング・キャピタルへの貸付人である同社代表者の池田氏の預金残高を閲覧し、同氏へのヒアリングを通じて、同氏の資産等の保有状況、払込資金等の確保に関する経緯を聴取し、今回の新株発行に際して、同氏が自己資金ではなく、ミロク管財からの借入により調達したことを確認し、池田氏の口座に入金済みであることを確認いたしました。また、新株予約権の発行に際して払い込まれる資金約 10 百万円につきましては、同社の自己資金にて対応するとのことであり、ジェイウイング・キャピタルの預金残高及び決算書等により確認しております。

池田氏からは、ジェイウイング・キャピタル社が手掛ける今後の事業における事業資金の調達に関して、池田氏個人が複数の資産家（スポンサー）と合意していると伺っております。現時点では、自らの信頼関係をもとに、事業パートナーから事業資金を調達しているものの、今後は、ジェイウイング・キャピタルを通じて事業展開していく方針であるため、ジェイウイング・キャピタル社を割当先としたとのことであります。

また、池田氏は、当該スポンサーの一社であるミロク管財との間で、池田氏の行う事業における資金の融資に関して、10 億円の極度貸付契約（契約期間平成 25 年 6 月 30 日まで）を締結しており、これを裏づけとして、当社からの申し入れに対して検討いただいたものであります。なお、本新株予約権の行使にあたっては、当該 10 億円の極度貸付契約のうち 5 億円は、新株式の払込資金に充当される予定であるため、当該極度貸付契約の残額 5 億円が充当される予定であります。

池田氏は、これまでに自身のネットワークを通じて、ミロク管財の代表者である関口氏の展開する事業グループに優良な不動産案件の情報を提供した実績を有しており、友好的な関係を継続しております。

③平成 23 年 7 月上旬、関口氏及びミロク管財の他の役員は、池田氏の行う事業資金借入の申し入れに対して、池田氏が複数の不動産情報を提供してきた実績や今後の事業展開における期待感から、ミロク管財を主体として、池田氏に貸付を行うことを快諾したとのことであり、同社の財務状況を勘案し、当該資金を教団から借受け、池田氏に貸し付けを行ったとのことであります。当社は、平成 23 年 7 月下旬、池田氏を通じて、ミロク管財及び同教団の決算書等入手し、ミロク管財の財務状況等から、自己資金により、払込資金を確保するには至っていないこと、同教団が当社の払込に要する資金相当額を拠出するに十分な財務状況であることを確認いたしました。なお、ミロク管財を主体として、池田氏に貸付を行うのは、同教団が、宗教活動以外の活動は事業会社を通じて行う方針とのことであります。また、平成 23 年 7 月下旬に、ミロク管財が同教団より資金を借り受けたことを書面にて確認しております。

当社といたしましては、割当先であるジェイウイング・キャピタル社の払込資金の出

し手が、実質的には同教団であることについて、前述の極度貸付契約を閲覧し、担保提供等がなされていないことを確認したこと、ミロク管財及び同教団（以下「池田氏への貸付人」という。）より、今回の貸付が当社株式取得を目的としたものでないこと、当社の株式を取得する意思や当社の経営権に関与する意思がないことを書面にて確認するとともに、当該貸付が、同教団の布教活動等と関係していない旨を合わせて書面にて確認したこと、池田氏や同教団関係者からのヒアリングに加え、政界関係者の主催する勉強会で、当社役員が、複数の政界関係者から、同教団の評判等につき聴取し、特段の問題がない旨の心証を得たこと、池田氏への貸付人及びその代表者並びに役員が反社会勢力等との関与がないことを割当予定先の調査と同様の方法により確認したこと、当社とジェイウイング・キャピタル社との間で締結予定の総額買受契約に、割当株式の譲渡に関して、市場売買とすること、当該割当株式の担保提供、貸株に関しても禁止とする旨の特約を付すこととしたことにより、本件増資における当社の株式取得及び保有並びに処分に関しては、あくまでもジェイウイング・キャピタル社及びその代表者である池田氏が意思決定権限をもって主体的に行っているものであり、池田氏が当該貸付人からの借入により本件増資の割当を受けることに関して、特段の問題はないものと認識しております。

なお、前述した池田氏の複数の事業スポンサーの内、当該池田氏への貸付人以外は、今回の増資に関与しておりません。

(注1)ミロク管財が同教団から仮受証の受渡により、送金されたとのことであります。借受期間（現状6ヶ月）に関しては、池田氏とミロク管財との間で締結された極度貸付約定書の有効期間内は更新できる旨ヒアリングにより確認しております。

(注2)ジェイウイング・キャピタル社は、平成22年10月に金融庁に対して投資助言葉の廃止に関する届出を行っております。当社にて閲覧した当該財務諸表等は、過去3期における投資助言葉による収入を含んでおります。

(5) 株式貸借に関する契約

割当先からは当社株式の借株を行わない旨、報告を受けております。また、前述しました通り、当社株式の貸株を行わない旨合意しております。

(6) その他の事項

当社及び割当先との間には、その他特段の付帯契約がないことを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 23 年 7 月 31 日現在）			募 集 後 （新株式の第三者割当増資後）		
マック投資諮問 （コーナー）1号	83,333,300 株	48.71%	マック投資諮問 （コーナー）1号	83,333,300 株	40.04%
(株)ランドコーポレーション	4,356,000 株	2.55%	(株)ジェイウイング・キャピタル	37,037,000 株	17.79%
松谷 昌樹	3,870,000 株	2.26%	(株)ランドコーポレーション	4,356,000 株	2.09%
野村証券(株)	2,979,844 株	1.74%	松谷 昌樹	3,870,000 株	1.86%
田中 成奉	2,100,000 株	1.23%	野村証券(株)	2,979,844 株	1.43%
(有)さくら浄苑墓地共同 事業組合	1,993,700 株	1.17%	田中 成奉	2,100,000 株	1.01%
日本証券金融(株)	1,499,900 株	0.88%	(有)さくら浄苑墓地共同 事業組合	1,993,700 株	0.96%
横山 奉二郎	1,091,900 株	0.64%	日本証券金融(株)	1,499,900 株	0.72%
(株)ブラットホーム	930,000 株	0.54%	横山 奉二郎	1,091,900 株	0.52%
楽天証券(株)	549,400 株	0.32%	(株)ブラットホーム	930,000 株	0.45%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主構成は平成 23 年 2 月末日時点の株主名簿を基に、平成 23 年 8 月 8 日までに当社が確認した大量保有報告書及び当社がヒアリングした結果に基づいて作成しております。

募 集 後 (今回の新株予約権が全て行使された場合)		
マック投資諮問 (コーナー) 1号	83,333,300株	33.99%
(株)ジェイウイング・キャ ピタル	74,074,000株	30.21%
(株)ランドコーポレーシ ョン	4,356,000株	1.78%
松谷 昌樹	3,870,000株	1.58%
野村証券(株)	2,979,844株	1.22%
田中 成奉	2,100,000株	0.86%
(有)さくら浄苑墓地共同 事業組合	1,993,700株	0.81%
日本証券金融(株)	1,499,900株	0.61%
横山 奉二郎	1,091,900株	0.45%
(株)プラットホーム	930,000株	0.38%

8. 今後の見通し

本件増資による今期業績への影響については、今後判明し次第速やかにお知らせいたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

5(2) [発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠]において記載の通り、希薄化率は新株式発行により21.65%、また新株予約権が全て行使された場合には21.65%、併せて43.29%となります。

そこで、当社は、本件増資を行うこととした判断の妥当性を担保するための措置として、以下に述べる措置を採っております。

まず、当社は、本件増資に至る意思決定過程における恣意性を排除するため、日比谷パーク法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

また、当社は、定時株主総会の開催が予定されている時期ではなく、時間的制約から臨時株主総会を開催して株主総会決議による株主の意思確認を行うことができないものの、本件増資に係る発行条件及び手続の公正性を担保するという観点から、厳格なプロセスを経て本件増資を行うか否かを決定することが望ましいと判断し、本件増資に至る手続並び

に本件増資に係る発行条件の決定プロセスにおいて既存株主を害する不公正が生じること
を回避するべく、自らの取締役会の諮問機関として、当社から一定程度独立した者である
大塚和成弁護士(二重橋法律事務所)(注 1)及び独立役員である社外監査役の齊藤守人並び
に社外監査役である松本隆一、五十嵐啓二(注2)の4名から構成される第三者委員会(以下、
「本第三者委員会」といいます。)を平成23年6月29日付で設置し、本第三者委員会に対
して本件増資に関する諮問を行いました。なお、各委員とも当社との資金の貸借やその他
継続取引等はなく、経営者から一定程度の独立性が確保されております。また、当社の社
外監査役であります齊藤守人は、東京証券取引所が確保を求めている独立役員として届出
をしております。さらに、委員長である大塚和成弁護士以外の各委員は、当社の株式を保有
していることから、当社の既存株主と同じ利害関係を有しており、当社の既存株主と同
じ立場で当社議決権の希薄化に対する強い牽制機能を働かせることができると考えられま
す。

本第三者委員会は、調査・検討の充実を期するため、設置後直ちに3名の当社役職員を
調査員に選任し、調査体制を整え、資料収集と調査にあたらせました。本第三者委員会は、
これまでに平成23年6月29日、7月7日、8月8日の計3回の委員会と、委員の指示によ
って調査員連絡会を適宜開催したほか、当社代表者である松谷その他関係者のヒアリング
を実施し、委員間で綿密な連絡を取り合うなどして慎重な調査・検討を行いました。

その結果、本第三者委員会は、当社の取締役会に対し、本件増資により既存株式の希薄
化が生じるものの、本件増資により調達した資金の用途は、堅調に推移しているシニア住
宅事業の新規開設資金等の支払に充当するものであるから、早期に当社の業績を回復させ
ることにより株主価値の向上につながるものであり、当社には、本件増資により資金調達
を行う具体的な必要性がそれぞれ認められるとともに、かかる資金調達を目的とする本件
増資は、その目的の相当性が認められ、さらに、金融機関の融資姿勢の厳格化等から、当
社グループの属する不動産業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるため、借入
れや社債発行などの間接金融による資金調達が著しく困難であり、株価の低迷している状
況では公募増資も現実的ではなく、このように他の資金調達方法との比較では、本件増資
によるほかなく、本件増資の非代替性も認められるうえ、かかる当社の資金需要とその置
かれた状況に照らせば、本件増資の発行価額、発行数量その他の発行条件の相当性が認め
られることから、本件増資の方法及び条件はいずれも相当性があると判断する旨の答申書
を、平成23年8月10日付で提出しております。

このような経緯を経て、当社取締役会は、本第三者委員会の指摘を踏まえ、本第三者委
員会から提出された答申を最大限尊重して、当社事業価値の向上及び当社株主利益の確保
その他本件増資に係る発行条件の公正性の確保などの観点から慎重な審議を行い、上述の
内容の判断に基づき本件増資を行うことを出席取締役全員一致で決議いたしました。

(注 1)当社と大塚和成弁護士(二重橋法律事務所)の間には、これまでに過去2回の増資

に係る第三者委員会の委員をお願いした他に、顧問契約を含め、一切取引をした事実はなく、独立性は確保されています。

(注2)齊藤委員につきましては、東京証券取引所の定める独立役員として届出済みであり、松本、五十嵐の各委員に関しましても、届出はしていないものの、独立役員の要件を満たしております。また、各委員は、当社との資金の貸借やその他継続取引等はありません。

なお、平成23年2月28日現在で、齊藤氏21,800株、松本氏38,700株、五十嵐氏72,800株の当社株式を保有しておりますがいずれも僅少であり、経営者から一定程度の独立性が確保されているものと判断しております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	平成21年2月期	平成22年2月期	平成23年2月期
連結売上高	45,730百万円	18,089百万円	7,471百万円
連結営業利益	△445百万円	△3,208百万円	△1,332百万円
連結経常利益	△2,029百万円	△5,477百万円	△2,131百万円
連結当期純利益	△9,071百万円	△5,836百万円	△2,250百万円
1株当たり連結当期純利益	△48,632.63円	△165.06円	△22.86円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産	22,714.65円	6.28円	0.19円

(注) 当社株式は、平成21年7月4日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。なお、平成21年2月期の1株当り数値については、当該分割に関する遡及処理は実施しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成23年7月末日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	171,095,900株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	92,004,000株	53.77%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	92,004,000株	53.77%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	92,004,000株	53.77%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年2月期末日	平成22年2月期末日	平成23年2月期末日
始 値	86,500 円	◇ 5,760 円	29 円
高 値	86,500 円	◇ 12,600 円 128 円	49 円
安 値	6,760 円	◇ 3,440 円 26 円	13 円
終 値	6,760 円	29 円	21 円

(注) 当社株式は、平成21年7月4日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。なお、◇印は株式分割による権利落前の株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	21 円	23 円	18 円	17 円	15 円	17 円
高 値	29 円	24 円	19 円	17 円	19 円	21 円
安 値	19 円	11 円	15 円	14 円	16 円	16 円
終 値	21 円	18 円	17 円	16 円	19 円	16 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成23年8月9日
始 値	15 円
高 値	16 円
安 値	15 円
終 値	15 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成21年4月30日
調達資金の額	594,996,000円(差引手取概算額)
発行価額	1株当たり6,100円
募集時における発行済株式数	189,009株
当該募集による発行株式数	98,360株
募集後における発行済株式総数	287,369株
割当先	株式会社ユー・エス・アール 49,180株 株式会社耀耀 49,180株
発行時における当初の資金使途	人件費、販管費等、今後当社グループが事業活動を継続していくための土台として必要不可欠な運転資金として約6億円を充当する予定
発行時における支出予定時期	平成21年5月以降、概ね1年間程度
現時点における充当状況	当初予定通り人件費、販管費等の運転資金に順次充当いたしました。

・第三者割当による第3回新株予約権の発行

発行期日	平成21年4月30日
調達資金の額	411,792,160円（発行価額と行使価額の合計額） （差引手取概算額 406,792,160円）
発行価額の総額	11,802,960円
発行価額	新株予約権1個当たり453,960円
新株予約権数	26個（新株予約権1個につき2,522株）
行使価格	1株当たり6,100円
行使期間	平成21年4月30日から平成22年4月29日
募集時における発行済株式数	287,369株
当該募集による発行株式数	65,572株
募集後における発行済株式総数	352,941株
割当先	株式会社ユー・エス・アール 32,786株 株式会社耀耀 32,786株
当該募集による潜在株式数	潜在株式数 0株
現時点における行使状況	行使済株式数 65,572株 （残数 0個）
発行時における当初の資金使途	人件費、販管費等、今後当社グループが事業活動を継続していくための土台として必要不可欠な運転資金として約4億円を充当する予定
発行時における支出予定時期	平成21年5月以降、概ね1年間程度
現時点における充当状況	当初予定通り人件費、販管費等の運転資金に順次充当いたしました。

・第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成21年8月27日
調達資金の額	394,995,300円（差引手取概算額）
発行価額	1株当たり61円
募集時における発行済株式数	35,294,100株
当該募集による発行株式数	6,557,300株
募集後における発行済株式総数	41,851,400株
割当先	株式会社ユー・エス・アール 6,557,300株
発行時における当初の資金使途	不動産事業用地取得資金の内、手付金等に充当するとともに、人件費、販管費等として約4億円を充当する予定
発行時における支出予定時期	平成21年9月以降随時支出予定
現時点における充当状況	運転資金及び今期開設いたしました有料老人ホーム2施設の開設資金に充当いたしました。

・第三者割当による第4回新株予約権の発行

発行期日	平成21年8月27日
調達資金の額	5,780,611,320円（発行価額と行使価額の合計額） （差引手取概算額 5,745,611,320円）
発行価額の総額	168,367,320円
発行価額	新株予約権1個当たり1,530,612円
新株予約権数	110個（新株予約権1個につき836,400株）
行使価格	1株当たり61円
行使期間	平成21年8月27日から平成23年8月26日
募集時における発行済株式数	35,294,100株
当該募集による発行株式数	92,004,000株
募集後における発行済株式総数	127,298,100株
割当先	ENHANCEMENT CONSULTING KOREA 81,967,200株 株式会社ユー・エス・アール 10,036,800株
当該募集による潜在株式数	潜在株式数 92,004,000株
現時点における行使状況	行使済株式数 0株 （残高 110個、行使価額 61円）
発行時における当初の資金使途	シニア住宅事業の新規開設資金及び不動産事業の事業用地取得資金並びに人件費、販管費等として約58億円を充当する予定
発行時における支出予定時期	平成21年9月以降、交渉の進捗に応じて支出予定
現時点における充当状況	新株予約権は行使されておらず、上記資金使途には充当されておりません。

・第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成22年1月12日	
調達資金の額	174,992,800円(差引手取概算額)	
発行価額	1株当たり39円	
募集時における発行済株式数	41,851,400株	
当該募集による発行株式数	4,615,200株	
募集後における発行済株式総数	46,466,600株	
割当先	長山 健一郎	2,051,200株
	植田 充	1,282,000株
	小泉 猛	1,282,000株
発行時における当初の資金使途	不動産事業案件の事業用地取得資金等	150百万円
	その他運転資金	約25百万円
発行時における支出予定時期	平成22年1月以降随時支出予定	
現時点における充当状況	当初予定通り資金使途である物件広告費等に約25百万円を充当いたしました。なお残額は、不動産事業案件の事業用地取得資金に充当いたしました。	

・第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成22年2月27日
調達資金の額	394,999,200円（差引手取概算額） （なお、内200,000,000円は金銭以外の財産の現物出資の給付のため資金調達はありません。）
発行価額	1株当たり27円
募集時における発行済株式数	46,466,600株
当該募集による発行株式数	14,629,600株
募集後における発行済株式総数	61,096,200株
割当先	エスリッチ投資事業組合 14,629,600株
発行時における当初の資金使途	社債償還資金・物件に係る販売費用・その他販管費等を含む諸経費 約184百万円
発行時における支出予定時期	平成22年2月末から4月末まで随時。
現時点における充当状況	当初予定通り社債償還資金・物件に係る販売費用・その他販管費等を含む諸経費に順次充当いたしました。

・第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成22年7月29日						
調達資金の額	695,993,040円（差引手取概算額） （なお、内395,997,030円は金銭以外の財産の現物出資の給付のため資金調達はありません。）						
発行価額	1株当たり26円10銭						
募集時における発行済株式数	61,096,200株						
当該募集による発行株式数	26,666,400株						
募集後における発行済株式総数	87,762,600株						
割当先	<table border="0"> <tr> <td>有限会社さくら浄苑墓地共同事業組合</td> <td>12,662,700株</td> </tr> <tr> <td>株式会社経通ネットワーク</td> <td>6,340,900株</td> </tr> <tr> <td>株式会社ミッドナイトエクスプレス</td> <td>7,662,800株</td> </tr> </table>	有限会社さくら浄苑墓地共同事業組合	12,662,700株	株式会社経通ネットワーク	6,340,900株	株式会社ミッドナイトエクスプレス	7,662,800株
有限会社さくら浄苑墓地共同事業組合	12,662,700株						
株式会社経通ネットワーク	6,340,900株						
株式会社ミッドナイトエクスプレス	7,662,800株						
発行時における当初の資金使途	<table border="0"> <tr> <td>新規開発のシニア住宅施設の敷金・建設協力金等</td> <td>150百万円</td> </tr> <tr> <td>既存のシニア住宅施設の建設協力金等</td> <td>150百万円</td> </tr> </table>	新規開発のシニア住宅施設の敷金・建設協力金等	150百万円	既存のシニア住宅施設の建設協力金等	150百万円		
新規開発のシニア住宅施設の敷金・建設協力金等	150百万円						
既存のシニア住宅施設の建設協力金等	150百万円						
発行時における支出予定時期	平成22年7月末から10月末まで随時。						
現時点における充当状況	当初予定通り既存のシニア住宅施設の建設協力金等を含む使途に順次充当いたしました。						

・第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成22年11月25日
調達資金の額	1,199,999,520円（差引手取概算額）
発行価額	1株当たり14円40銭
募集時における発行済株式数	87,762,600株
当該募集による発行株式数	83,333,300株
募集後における発行済株式総数	171,095,900株
割当先	マック投資諮問（コーナー）1号 83,333,300株
発行時における当初の資金使途	債務圧縮に要する資金 850百万円 新規開発のシニア住宅施設の敷金・建設協力金等 約290百万円 シニア住宅事業における広告宣伝費及び運転資金等 50百万円
発行時における支出予定時期	平成22年11月末から平成23年2月末まで随時。
現時点における充当状況	当初予定通り債務圧縮に要する資金に充当したほか、シニア住宅施設の建設協力金等を含む使途に順次充当しております。

10. 主要株主の異動

(1) 異動が生じた経緯

本件増資による新株式発行に伴い、主要株主の異動が発生する見込みであります。

(2) 主要株主の異動について

新たに主要株主となるもの

① 商号	ジェイウイング・キャピタル株式会社
② 事業内容	有価証券の取得及び保有、経営コンサルティング、不動産コンサルティング
③ 本店所在地	東京都千代田区神田須田町一丁目8番3号
④ 代表者	代表取締役 池田 俊道

(3) 当該株主の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位
異動前	0 個 (0 株)	0.00%	—
異動後	370,370 個 (37,037,000 株)	17.82%	第 2 位

- (注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成 23 年 2 月末日現在の株主名簿に基づき 248,900 株であります。
2. 平成 23 年 2 月末日現在の発行済株式総数は、171,095,900 株であります。
3. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
4. 異動後の大株主の順位につきましては、平成 23 年 2 月末日現在の株主名簿を基に、平成 23 年 8 月 9 日までに当社が確認した大量保有報告書及び当社がヒアリングした結果を基として作成しております。

(4) 今後の見通し

今回の主要株主の異動による当社業績への影響はありません。

(別添)

I 新株式発行要領

(1) 発行期日	平成23年8月10日
(2) 発行新株式数	37,037,000株
(3) 発行価額	1株につき13円50銭 (※発行決議日前営業日の終値15円に0.90を乗じて得た価額を下回らないように決定)
(4) 資金調達額	499,999,500円
(5) 資本組入額	1株につき6円75銭
(6) 資本組入額の総額	249,999,750円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当による
(8) 申込期日	平成23年8月26日
(9) 払込期日	平成23年8月26日
(10) 割当先および 割り当株式数	ジェイウイング・キャピタル株式会社 37,037,000株
(11) その他	

II 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称および数

株式会社ランド（以下「当社」という。） 第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。） 26個（本新株予約権1個あたり本株式（以下に定義する。）1,424,500株）

2. 払込金額および払込期日ならびに募集方法、割当日および割当先

本新株予約権1個あたり金410,000円（以下「払込金額」という。）の払込みが平成23年8月26日（以下「払込期日」という。）までに完了することを条件として、第三者割当の方法により、当該日を割当日として、本新株予約権は、ジェイウイング・キャピタル株式会社に対して26個割り当てられる。

3. 行使請求期間

本新株予約権は、2011年8月26日午前11時から2012年8月25日午前11時または第13項記載の取得通知の権利者への交付後3日目の午前11時までの期間（以下「行使請求期間」という。）何時でも行使されることができる。

4. 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産およびその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数（以下に定義する。）を乗じた額とする。

5. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（以下「本株式」という。）とする。本新株予約権を行使すること（以下「行使」という。）により当社が本株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する本株式を移転（以下本株式の発行または移転を「交付」という。）する株式の総数は37,037,000株（本新株予約権1個あたりの目的である株式数（以下「割当株式数」という。）は1,424,500株とする。）とする。ただし、第7項ないし第10項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）が調整される場合には、第7項第(2)号が適用される。

6. 行使価額

本新株予約権の行使により当社が本株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、13.5円とする。ただし、行使価額は第7項ないし第10項に定めるところに従い調整されることがある。

7. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、第8項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{希釈化ベースの新発行株式数} \times 1 \text{株あたりの発行} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 本第7項第(1)号に従う行使価額の調整の場合、本新株予約権の行使により取得され得る本株式の総数は、次の算式に従って計算されるものとする。1株未満の端数は、切り捨てられるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{行使価額} \times \text{行使された本新株予約権の数量}}{\text{調整後行使価額}}$$

8. 行使価額調整式の適用

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式分割により本株式を発行する場合は、調整後の行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ② 第9項②に定める時価を下回る対価をもって本株式に交換される取得条項付株式その他の本株式の交付がなされることの引換えに当社に取得される証券を発行する場合、調整後の行使価額は、発行された証券の全てが、取得事由発生日時点での条件で本株式に交換されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得事由発生日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本第8項①②の各取引において、当社普通株主のための権利の付与のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本第8項①②にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認の決議をした日までに行使請求をなしたのものに対しては、調整後の行使価額の適用以降において次の算出方法により、本株式を追加交付する。この場合、株券の交付については、第17項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

1株未満の端数は、切り捨てられるものとする。

9. その他の調整条件

- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、第8項③の場合は当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における本株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、第8項③の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

10. 第8項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、行使価額の必要な調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、当社を承継会社とする吸収分割、当社を存続会社とする合併、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

11. 第7項ないし第10項により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者に通知する。ただし、第8項③の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使条件

本新株予約権1個当たりの株式数を分割する一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、または当社が合併により消滅することを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権者に対して、取得日から 15 日前の通知を行った上で、当該株式交換、株式移転または合併の効力発生日以前に、その時点においてその時点において存在する本新株予約権の全部を払込金額で取得することができる。
- (2) 本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 15 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 本新株予約権の行使請求の場所

本新株予約権の行使請求受付事務は、第 22 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「本新株予約権行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権証券（もしあれば）を添えて行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、本新株予約権の行使請求に基づき出資される金額総額を現金にて払込取扱場所として第 23 項に記載の当社の指定する口座に払い込むものとする。
- (3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

16. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が午前 11 時までに行行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、午前 11 時以降に到着した場合には翌営業日に発生する。

17. 株券
当社は、当社定款の定めにより、株券を発行しない。
18. 本新株予約権の譲渡
本新株予約権は、当社取締役会の承認なしに譲渡されることができない。
19. 1単元の株式の数の定め等に伴う取扱
当社が単元株制度を廃止する等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
20. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1以上の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本第20項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本第20項第(1)号に定める増加する資本金を減じた額とする。
21. 新株予約権者に通知する場合の公告
本新株予約権の新株予約権者に対し通知する場合の公告は、電子公告により行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて新株予約権者に対し直接に通知する方法によることができる。
22. 本新株予約権の行使請求受付場所
株式会社ランド 管理部
23. 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
株式会社静岡銀行 横浜支店
24. 準拠法および発行地
日本
25. その他
 - (1) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上